

## 調査しない旨の通知をした事案

### 事案 (2) 家と道の境について

対象機関	都市整備部道路課
苦情の趣旨	<p>自宅の隣（西側）にアパートが建てられた際、コンクリートブロックで仕切られた垂直の段差となった。ただし、道路の境との延長線上の宅地へ向かう方向の隣地との境石が見つからず、今回、アパート所有者が明確にする目的で調査を依頼した。</p> <p>立会いが必要とのことで、調査を依頼された土地家屋調査士に立会いのサインをしたが、市との立会いについては、私抜きでされた。あとで土地家屋調査士が訂正できないと言ってきたので、納得の行く形で境を決めたい。</p> <p>(趣旨は整理させていただきました。)</p>
調査しない理由	<p>申立ての対象となっている土地の境界については、申立人と隣人との土地の境界であり市が関与しているものではありません。</p> <p>市が立会いを求められたのは、アパート所有者の土地と市道との境界を確認するためであり、本件では申立人の土地と市との関わりは一切ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、上越市オンブズパーソン条例第 12 条第 1 項第 5 号の規定により調査することが適当でないと認め、オンブズパーソンとして調査しないこととします。</p>